8　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第三項	前項	第八項
［略］		

9　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、ＡＴ普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第三項	前項	第九項
［略］		

10・11　［略］

12　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
前項第二号及び第四号	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第五号	行う教習	行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第六号	三時限	七時限
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ普通第二種免許
	教習にあっては、一時限	教習にあっては一時限

6　［同上］

［同上］		
第三項	前項	第六項
［同上］		

7　［同上］

［同上］		
第三項	前項	第七項
［同上］		

8・9　［同上］

［二項ずつ繰り下げる。］

10　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
前項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
［項を加える。］		

［項を加える。］